

**MARINE ADVISORY :10/2012, 2012 年 7 月 30 日、**

**課題 : MARPOL Annex VI による、北米排出規制区域 (ECA)、**

この Marine Advisory を、Marine Advisory-08/2012 と差し替える、

**船主殿、運行者殿、**

合衆国およびカナダの排他的経済水域 (EEZ) の海域が、2011 年 8 月 1 日、2010 年 8 月の、MARPOL AnnexVI の、規則 13, 14 条に規定されます、窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>) 微粒子 (PM) の軽減が、適用されます。

北米の排出規制水域 (ECA) に侵入する船舶は、2012 年 8 月 1 日より、低排出基準を適用されます。

北米の ECA は、以下の 3 区域に分けられます。

1. 北アメリカ大西洋、メキシコ湾岸、
2. 北アメリカ太平洋岸、
3. ハワイ周囲、

セントローレンス水路、グレートレーク、国際航海に従事する船舶の航行する河川(ミシシッピなど)も含む。

MARPOL Annex VI の新しい付属書 VII (appendix VII)には、北アメリカに関する境界線が記載されています。北アメリカの排出規制水域を、この添付 1 (Annex 1) に表示いたします。

低排出基準は、すでに、2010 年 7 月 1 日より、バルチック海、北海排出規制水 (North Sea ECA) にたいして、入出域の資料の記録の要求と共に、発効されております。

**北アメリカの排出規制水域内での要求事項 (Requirement within the North American ECA) :** 北アメリカ排出規制水域で運行されている全ての船舶の燃料の硫黄分は、2012 年 8 月 1 日以降は、1.00%<sub>m/m</sub> を、超えてはいけない、2015 年 1 月 1 日以降は、0.10%<sub>m/m</sub> を超えては、いけないと規制されます。

北アメリカの排出規制水域内で、適正な燃料が、入手できなかった場合の、暫定ガイダンス :

**(Interim Guidance on the Non-availability of Compliant Fuel Oil for the North American ECA):** 合衆国環境保護庁 EPA は、北アメリカの排出規制水域内で、“適正な燃料が、入手できなかった場合の、暫定ガイダンス” を、発行しています。これは、この付録 2 に添付してあります。さらに、購入した燃料の硫黄含有量が、1.0%<sub>m/m</sub>(10.000ppm)標準に不適正な場合の、合衆国政府の、手順を、収録してあります。

付録 2 に記載されている、適正な燃料が、入手できなかった場合のレポート、は、E-mail

で、電子レポートシステムが、できるまでは、E-mail で、: [marine-eca@epa.gov](mailto:marine-eca@epa.gov) に提出してください。

レポートのコピーを、Administration E-mail Address :investigations@liscr.com にそうふしてください。

**運行要求 (Operational Requirement) :**

入域時及び、出域時に別々の燃料を使用する船舶では、排出規制水域 (ECA) に侵入する以前に、燃料が切り替わるのに十分な時間的余裕があることを示せるように、どのように燃料切り替えを行うか、を記述した手順書 (Written Procedure) を積まなければなりません。

排出規制水域に入域以前に、燃料切り替えが完了した時の、また、この海域を、出て、燃料切り替えを開始するときの、各タンクの、低硫黄燃料の量、日付、船位を機関日誌、又は、他の記録帳に記録してください。

**運行指標(Operational Guidance) :**

低または、高硫黄燃料は、別々のタンクに貯蔵する。

低硫黄燃料を、長時間使用する場合、ライナーの摩耗を引き起こす、カルシウム堆積 (Excessive Calcium Deposit) を、防止するために、グレードの違うシリンダーオイルを、使用すること。低硫黄燃料を使用する場合、燃料噴射装置の摩耗が見られます。

**燃料の質(Fuel Oil Quality) :** Reference (a) & (b)を参照してください。

問い合わせ : Safety Department : +1 703 251 2496 or [safety@liscr.com](mailto:safety@liscr.com)

付録 1ー北アメリカの排出規制水域内の図

付録 2ー合衆国 EPA の覚書ー北アメリカの排出規制水域内で、適正な燃料が、入手できなかった場合の、暫定ガイダンス

(Interim Guidance on the Non-Availability of Compliant Fuel Oil for the North American ECA)